

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 選挙管理委員会事務局

3 監査の期間 令和2年2月5日（水）～令和2年3月18日（水）

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

契約事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 契約事務

- ① 参議院議員通常選挙選挙公報新聞折り込み配布業務委託契約ほかにおいて、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。

(選挙管理委員会事務局)

前回・前々回の監査においても指摘した事項である。

契約事務の執行にあたっては、リーガルリスクを伴うという本質をよく認識され、管理職が能動的に部下に働きかけることで、組織的な再発防止を図られたい。